住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付状況

本市では、地球温暖化防止の推進に資することを目的として、温室効果ガスの削減に寄与する再生可能エネルギー・省エネルギー設備の普及を図るため、該当する設備を設置する市民に対し補助金を交付しています。

この制度は、千葉県の補助金を活用して実施しているものですが、本市の制度の大きな特徴としまして、太陽光発電システムを除き、県の補助額に市単費を上乗せする形で補助しております。

また、すべての設備を対象として、前年度に各設備を設置された方につきましても、県補助金では対象外となりますが、市単費により補助金を支出しております。県内でも同様の上乗せ補助をしている市町村は、少ないと聞き及んでおります。

なお、令和6年度より、事業の名称を「鎌ケ谷市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー 一設備等設置促進事業補助金」から、県の事業名称に合わせ「鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素 化促進事業補助金」に改めました。

下記の表に過去からの補助実績を一覧表にしております。

1. 太陽光発電システム

令和5年度の交付決定は49件でした。(今年度は8月15日現在、10件の申請)

平成22年度から制度をスタートしておりますが、平成23年度から増加し、平成26年度は108件まで延びましたが、それをピークに近年は減少・横ばい傾向となっております。

しかしながら、脱炭素社会の実現向けた社会的要請の高まりや、設備の老朽化による買い替え需要、市場価格の下落、等々を考慮いたしますと、今後も一定の件数は保たれるであろうと思われます。

2. 燃料電池システム (エネファーム)

令和5年度は3件でした。(今年度は8月15日現在、1件の申請)

国内において、エネファームは2014年(平成26)年までは新築に併せて設置する割合が全体の6割を占めていましたが、2016(平成28)年以降は既存住宅が新築住宅を上回っています。

既存住宅が新築住宅を上回ったのは、各メーカーから、既存住宅でも設置可能なコンパクトなモデルが発売されたためで、今後はマンションなどの集合住宅への普及拡大に伴い、補助件数も増えていくものと推察します。

3. リチウムイオン蓄電池システム

令和5年度の交付決定は60件でした。(今年度は8月15日現在、20件の申請)

2009 (平成21) 年にFIT法の前身となる売電制度「余剰電力買取制度」がスタートしました。この制度における売電期間は10年と制限があるため、制度開始から10年目となる2019 (令和元) 年に初めて売電期間が満了した方をはじめ、毎年、既存の太陽光発電システムに蓄電池をプラスして、自家消費を選択する設置者が増えてきている傾向にあります。

4. 太陽熱利用システム

実績は平成30年の1件のみとなっております。

なお、令和6年度より千葉県の補助対象設備から除外されたことを受け、本市において も同様に除外しております。

5. 窓の断熱改修

令和5年度の交付決定は35件でした。(今年度は8月15日現在、4件の申請)

令和4年度より大幅に増加しており、特に国の補助事業として「先進的窓リノベ事業」 も行われていたことから、併用する形で申請数が増加しました。引き続き国の補助事業が 継続することから、さらに申請数も高まっていくと思われます。

なお、今年度よりマンション等の管理組合による申請が可能となりました。

6. 電気自動車

令和5年度の交付決定は3件でした。(今年度は8月15日現在、1件の申請受付) 電気自動車の課題の1つとして、車両価格が高額であることなどがありましたが、最近 では、価格を抑えた軽自動車タイプの「電気自動車」が新たに発売されるなど、消費者に とって、購入しやすい環境が進みつつありますので、来年度の申請件数も増えていくと思 われます。

7. V2H充放電設備

令和5年度の交付決定は4件でした。(今年度は8月15日現在申請なし)

本設備は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車への充電、並びに電気自動車・プラグインハイブリッド自動車から住宅や施設へ放電(給電)できる装置で、放電(給電)機能は災害等による停電時のレジリエンス(災害対応力)を向上させます。

8. プラグインハイブリッド自動車(PHV)

令和5年度の交付決定は3件でした。(今年度は8月15日現在、1件の申請)

本設備は、電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車です。燃料があれば発電でき、災害時などでは非常用電源としての活用も期待できるため、来年度以降の申請件数も増えていくと思われます。

9. 集合住宅用充電設備

令和5年度の交付決定は0件でした。(今年度は8月15日現在申請なし)

本設備は、集合住宅の管理者や住民等が電気自動車等に充電するために導入する充電設備です。

今後は、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の普及拡大に伴い、申請件数も増えていくものと推察します。

10. 集合住宅用充電設備の導入に係る住民の合意形成のための資料作成

令和5年度の交付決定は0件でした。(今年度は8月15日現在申請なし)

マンション等の管理組合が充電設備の導入についての住民の合意形成のために必要な 資料(充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び費用負担のシ ミュレーション等)を外注により作成した際の作成費用を一部補助します。

環境課といたしましては、広報・ホームページ・ポスター等による本制度の周知の他、各イベント開催時にもPRを行っておりますが、今後も再生可能エネルギー・省エネルギー設備の普及に努め、地球温暖化防止対策を推進してまいりたいと考えております。

【表】各設備年度別補助金交付件数

	年度 設備	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	累計
1	太陽光発電システム	33	84	85	98	108	66	69	49	51	58	50	48	44	49	892
2	燃料電池システム (エネファーム)		4	5	11	15	19	12	5	8	6	9	3	2	3	102
3	リチウムイオン蓄電池システム				0	11	7	18	24	35	41	47	44	66	60	353
4	太陽熱利用システム							0	0	1	0	0	0	0	0	1
5	窓の断熱改修												6	9	35	50
6	電気自動車(EV)													5	3	8
7	V2H充放電設備													0	4	4
8	プラグインハイブリッド自動車 (PHV)														3	3
9	集合住宅用充電設備														0	0
10	集合住宅用充電設備の導入に係る住 民の合意形成のための資料作成														0	0